

# 令和8年度 観光地域ごとの過ごし方と宿を核とした宿泊誘客プロモーション業務 業務委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託して実施する令和8年度 観光地域ごとの過ごし方と宿を核とした宿泊誘客プロモーション業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務目的

宿泊等の予約サイトと連携して、奈良県内の観光地域ごとの魅力に応じた滞在中の過ごし方を提案するとともに、滞在中の満足度をさらに高めるための「デスティネーション宿」にフォーカスしたプロモーションを行うことで、宿泊地としての奈良の魅力・認知度向上、地域の活性化及び宿泊実績の向上に資することを目的とする。

なお、この仕様書において「デスティネーション宿」とは、その宿及び地域で過ごすこと自体が旅の目的となるような、特色ある食事や地域での体験などを提供する宿泊施設を指すものとする。

## 3 委託金額

14,960,000円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

## 4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

## 5 業務内容

県内全域を対象として、観光地域ごとの魅力に応じた滞在中の過ごし方をフックとする宿泊誘客プロモーションを県内の宿泊事業者及び宿泊等の予約サイトと連携して行う。

### (1) 宿泊等の予約サイトにおける特設ページの開設・運営

宿泊等の予約サイトにおいて国内ユーザーを対象とする特設ページを開設・運営するとともに、宿泊予約につながるキャンペーンを実施し、予約サイトと紐付けて宿泊予約の獲得につなげる。

### (留意事項)

- ① 特設ページにおいて、県内の観光地域ごとの魅力に応じた滞在中の過ごし方を提案すること。なお、提案にあたっては、県内の観光地域を特色等に応じて区分するものとする。
- ② ユーザーの宿泊予約を促すようなデザイン、観光地域ごとの魅力紹介、MAP等

を用いたわかりやすいページ構成で制作すること。

- ③ 宿泊等の予約サイトについては、令和8年6月1日時点で、県内の宿泊施設が、100以上掲載されているサイトを選定すること。
- ④ 特設ページの運営について、業務期間中100日以上は行うこと。
- ⑤ キャンペーンの実施については、宿泊予約につながる効果的な手法を提案すること。なお、キャンペーンの内容及び期間設定については、県と協議の上、進めること。
- ⑥ 上記⑤を提案するにあたり、ターゲット層への訴求効果を高める観点から、キャンペーンの一部を、宿泊等の予約サイトにおける割引クーポン等の発行により実施することも可能とする。

## (2) 宿泊プランの造成

県内の宿泊施設を対象に、宿泊プランの造成に際し必要な宿泊施設の募集及び宿泊プランの造成支援を行い、宿泊等の予約サイトに掲載する。

### (留意事項)

- ① 宿泊プランを造成または既存プランをブラッシュアップし、宿泊等の予約サイトに40施設以上を掲載すること。なお、対象とする宿泊施設については、県と協議の上、選定すること。
- ② 宿泊プランには、「デスティネーション宿」として、宿及び地域での食や体験を中心とした宿泊プランのほか、県内における滞在時間の延長に資するプラン（連泊、アーリーチェックイン、レイトチェックアウト等）も含むものとする。
- ③ 宿泊プランの造成にあたっては、宿泊者への特典付きプランを設けるよう努めること。なお、特典に要する費用は本業務の委託料には含めず、各宿泊施設において負担すること。
- ④ 宿泊プランの造成にあたっては、ターゲット層を明確にし、エリアに偏りがないよう配慮すること。

## (3) 宿泊誘客プロモーションの実施

過去の宿泊予約等データからユーザーの傾向分析を行い、宿泊予約の獲得につながる効果的なプロモーションの実施とKPI設定・管理を行う。

### (留意事項)

- ① プロモーションの実施については、上記(2)の業務で造成した宿泊プランのターゲット層に訴求する最適なサイトや媒体を提案すること。
- ② 宿泊予約の獲得につながる効果的なプロモーションの手法を提案すること。なお、プロモーションの内容及び手法については、県と協議の上、進めること。
- ③ 企画提案にあたって、本業務におけるKPI（宿泊プランの予約件数・予約金額

等)を設定すること。ただし、宿泊プランの予約金額については、業務期間中で50,000千円以上を最低目標とすること。

- ④ 特設ページの公開後は、定期的(月1回程度)に特設ページの閲覧数、宿泊プランの予約件数・予約金額等の実績を把握し報告すること。
- ⑤ プロモーションの実施により得られた宿泊予約等データからユーザーの傾向分析を行うとともに、それを踏まえた有効なプロモーション手法についての提案を行うこと。

## 6 成果物

委託業務完了時には、業務実施報告書を作成し、提出すること。なお、業務実施報告書には、以下の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容及び成果
- ・委託業務の実施により得られた成果物
- ・その他、委託業務の実施説明に必要と考えられる資料

※業務実施報告書は電子データで提出すること。

## 7 再委託の制限

- (1) 乙は、委託業務の全部若しくは主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術判断等をいうものとする。
- (2) 乙は、業務の達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならない。ただし、業務の主たる部分ではないもので、以下に示すもの及びこれに類するものについては、この限りではない。
  - ① 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
  - ② 印刷物のデザイン及び外注印刷の類
  - ③ 物品等の運送、保管の類
  - ④ パソコン、サーバー等のリース・レンタルの類
  - ⑤ 会議等開催の会議室、会場等の借上げの類
- (3) 前項の場合において、乙は第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

## 8 その他留意事項

乙は、業務履行にあたり契約書に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- ・委託業務に関わる責任者及び担当者については、委託業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- ・業務の適切な管理・運営を行うための実施体制を構築すること。

- ・業務実施について、甲と毎月1回程度のミーティングを行うとともに、会議議事録を作成すること。
- ・乙は必要に応じて、甲と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。なお、詳細は打合せによる。
- ・業務実施に係る費用、各種データの収集に要する費用及び各種調査に要する費用は、委託費に含む。
- ・資料作成、情報発信等において、写真・映像・音楽著作権、肖像権等の他の知的財産権を使用する場合は、必要な調整・許認可申請手続き等を行うとともに、使用料等の負担及び責任は乙において負うこと。
- ・業務実施に際して、経費の配分変更等が生じた場合、甲と協議の上、決定すること。
- ・本仕様書に定める事項及び定める内容について変更の必要が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては委託業務に含まれるものとする。
- ・乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・乙は、別記2の「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に関する遵守事項を理解した上で受注すること。

## 別記1「個人情報取扱特記事項」

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

### (取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### (秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (再委託)

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しな

なければならない。

6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(受渡し)

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面(参考様式5)を提出しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面(参考様式6)により甲に対して報告しなければならない。

(監査及び調査)

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(取扱状況についての指示等)

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合

において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告等)

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

## 別記 2

### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。